

高大接続システム改革会議「中間まとめ」を踏まえた 中央教育審議会における大学教育改革に関する検討状況について（報告）

中央教育審議会大学分科会では、高大接続システム改革会議「中間まとめ」を踏まえ、平成27年9月以降、大学教育部会を中心に以下の事項について検討が行われている。

- (1) 三つのポリシーに基づく大学教育の実現のための方策
- (2) 認証評価制度の改革

これらに関する現在までの検討状況は以下のとおり。

(1) 三つのポリシーに基づく大学教育の実現のための方策について

- 各大学が、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーの三つのポリシーを策定・公表するものとする旨を学校教育法施行規則に規定することについて合意を得、現在パブリック・コメントの準備を進めているところ。（平成27年度中の省令改正を予定。）
- あわせて、各大学のポリシー策定と運用の参考に供するためのガイドラインを、中央教育審議会大学分科会大学教育部会として作成することとし、その内容について検討を重ねているところ。（平成27年度中の策定を予定。）
- さらに、大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、各大学において職員（事務職員だけでなく、教員や技術職員を含む。）を対象とした研修（スタッフ・ディベロップメント）の機会を設けることについて、大学設置基準に規定することについて合意を得、現在パブリック・コメントの準備を進めているところ。（平成27年度中の省令改正を予定。）

(2) 認証評価制度の改革について

- 認証評価制度については、策定・公表が義務化された三つのポリシーに関する評価や、各大学の自立的な改革サイクルとしての内部質保証機能を重視した評価など、高大接続改革の指摘を踏まえた評価項目・方法への転換について、平成27年度中の審議の取りまとめに向け検討を重ねているところ。また、認証評価関係の省令の改正について合意を得、現在パブリック・コメントの準備を進めているところ。（平成27年度中の省令改正を予定。）